

平成31年3月15日

▼タイトル

高島市開発指導要綱の一部改正について

▼内 容

高島市では、調和と均衡のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、市内において行われる開発行為について、開発指導要綱に基づく指導・助言等を行っていますが、近年設置が進む太陽光発電施設等への対応を行うため、平成31年7月1日から開発指導要綱の一部改正を行います。

<改正の内容>

別紙の新旧対照表のとおり

<改正の理由>

- 近年の局地的な大雨による土砂災害への備えとして、雨水排水処理など、より適切な指導と助言等を行うため、適用範囲を2,000㎡から1,000㎡以上に拡大します。
- 太陽光発電施設は山林や農地、住宅街の雑種地などに整備されるケースが多く、場所により周囲の環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、小規模なものでも対応できるよう適用範囲を拡大します。また、太陽光発電施設等の整備にあたり、複数の事業者により一体的または段階的に施工されるケースが散見されることから、適用範囲の明確化を行います。
- 今後も増加が予想されるサービス付き高齢者向け住宅への対応を行うため、共同住宅等の適用範囲を見直す（寄宿舍を追加）とともに、小規模な共同住宅の建築においても適切に指導が行えるよう、戸数を20戸から4戸に見直します。
- 現行では、開発協議した内容で施工されたかの確認の機会がないことから、着手および完了届出書の提出を求め、完了検査を実施します。

<施行の時期>

施行日は、平成31年7月1日です。

施行日以降に工事に着手する開発事業から適用されます。

▼問い合わせ先

○所属：都市建設部都市計画課（担当 杉野）

○電話番号：0740（22）0904

○ファックス：0740（22）4889